

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律要綱

第一 特定復興再生拠点区域復興再生計画及びこれに基づく措置

一 特定復興再生拠点区域復興再生計画

1 特定避難指示（帰還困難区域の設定の指示をいう。）の対象となっている区域をその区域に含む市町村（以下「特定避難指示区域市町村」という。）の長は、福島復興再生基本方針に即して、特定復興再生拠点区域（特定避難指示区域内の区域であつて次に掲げる条件のいずれにも該当するものうち、特定避難指示の解除により住民の帰還を目指すものをいう。）の復興及び再生を推進するための計画（以下「特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする。

(1) 当該区域における放射線量が、当該特定避難指示区域における放射線量に比して相当程度低く、土壌等の除染等の措置を行うことにより、おおむね五年以内に、特定避難指示の解除に支障がない基準以下に低減する見込みが確実であること。

(2) 当該区域の地形、交通の利便性その他の自然的社会的条件からみて、帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる区域として適切であると認められること。

(3) 当該区域の規模及び原子力発電所の事故の発生前の土地利用状況からみて、計画的かつ効率的に公共施設その他の施設の整備を行うことができると認められること。

2 特定復興再生拠点区域復興再生計画には、特定復興再生拠点区域の区域、意義、目標、計画の期間、土地利用に関する基本方針、土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理及び廃棄物の処理に関する事項その他の特定復興再生拠点区域の復興及び再生に関し必要な事項を定めるものとする事

3 特定復興再生拠点区域復興再生計画には、必要に応じて、特定避難指示区域市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載することができることとし、その場合は、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならないこととする事。

4 特定避難指示区域市町村の長は、特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、福島県知事に協議しなければならないこととする事。

5 内閣総理大臣は、特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定の申請があった場合において、次に掲

げる基準に適合すると認めるときは、関係行政機関の長の同意を得て、その認定をするものとする。

(1) 福島復興再生基本方針に適合するものであること。

(2) 特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された区域が1の(1)から(3)までに掲げる条件のいずれにも該当するものであること。

(3) 特定復興再生拠点区域復興再生計画の実施が特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
(第十七条の二関係)

二 土地改良法等の特例

国は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業、砂防工事、道路工事その他の工事であつて、福島県等の要請に基づいて内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの等を、自ら行うことができるものとする。

(第十七条の七から第十七条の十五まで関係)

三 生活環境整備事業

内閣総理大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う生活環境整備事業（住民の生活環境の改善に資するために必要となる公共施設又は公益的施設の清掃その他の当該施設の機能を回復するための事業）を、当該施設を管理する者の要請に基づいて行うことができるものとする。

（第十七条の十六関係）

四 放射性物質汚染対処特措法の特例

1 環境大臣は、認定特定復興再生拠点区域（特別地域内除染実施計画が定められている区域を除く。

）においては、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って、土壤等の除染等の措置及び除去土壌の処理を行うことができるものとする。

2 環境大臣は、認定特定復興再生拠点区域（対策地域内廃棄物処理計画が定められている区域を除く。）においては、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って、廃棄物の処理（認定特定復興再生拠点区域内の廃棄物であつて、土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物等の収集、運搬、保管及び処分に限る。）を行うことができるものとする。

3 1及び2により環境大臣が行う土壤等の除染等の措置及び除去土壌の処理に要する費用並びに廃棄

物の処理に要する費用は国の負担とすること。

(第十七条の十七関係)

五 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、福島県知事が認定特定復興再生拠点区域に係る企業立地促進計画を作成することができるとともに、認定特定復興再生拠点区域に係る一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画を定めることができるものとする。

(第十八条及び第三十二条関係)

第二 公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣等

一 公益社団法人福島相双復興推進機構による派遣の要請

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「機構」という。）は、避難指示・解除区域市町村の復興及び再生の推進に関する業務のうち、特定事業者の経営に関する診断及び助言、特定事業者の事業の再生を図るための方策の企画及び立案、関係行政機関その他の関係機関との連絡調整その他国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの（以下「特定業務」という。）を円滑かつ効果的に行うため、国の職員を機構の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者に対し、その派遣を要請することができるものとする。

(第四十八条の二関係)

二 国の職員の派遣

任命権者は、機構から要請があつた場合において、原子力災害からの福島復興及び再生の推進その他の国の責務を踏まえ、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、国の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、これに応じ、国の職員の同意を得て、機構との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら機構における特定業務を行うものとして当該国の職員を機構に派遣することができるものとする事。

(第四十八条の三関係)

三 国家公務員共済組合法等の特例等

機構への国の職員の派遣に関し、国家公務員共済組合法、子ども・子育て支援法、一般職の職員の給与に関する法律及び国家公務員退職手当法の特例を定める事。

(第四十八条の四から第四十八条の十まで関係)

四 機構の役員及び職員の地位

機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする事。

(第四十八条の十三関係)

第三 帰還環境整備推進法人

一 避難指示・解除区域市町村の長は特定非営利活動法人等を、その申請により、帰還環境整備推進法人として指定することができるものとする事。

(第四十八条の十四関係)

二 帰還環境整備推進法人は、特定避難指示区域市町村の長に対し特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成又は変更の提案を、避難指示・解除区域市町村の長に対し帰還環境整備事業計画の作成又は変更の提案をすることができるものとする事。

(第十七条の四及び第三十三条の二関係)

三 帰還環境整備推進法人は、帰還環境整備に関する事業を行う者への情報の提供、相談その他の援助、避難解除等区域復興再生計画等に定められた事業の実施又は当該事業への参加その他の帰還環境整備の推進のために必要な業務を行うものとする事。

(第四十八条の十五関係)

第四 国は、原子力災害による被害により福島の子供、生徒等が教育を受ける機会が妨げられることのないよう、いじめの防止のための対策の実施その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする事。

(第五十八条関係)

第五 国は、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因して福島で生

産された商品の販売等の不振が生じていることに鑑み、その不振の実態を明らかにするための調査を行い、当該調査に基づき、当該商品の販売等を行う者に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(第七十八条の二関係)

第六 福島国際研究産業都市区域における取組の推進に係る規定の整備

一 原子力災害による被害が著しい区域であつて、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する国際的な共同研究開発及び先端的な研究開発を行う拠点の整備、当該拠点の周辺的生活環境の整備、国際的な共同研究開発を行う者等の来訪の促進、福島地方公共団体その他の多様な主体相互間の連携の強化等の取組を推進することにより、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域（以下「福島国際研究産業都市区域」という。）を重点推進計画の区域内において定める場合にあつては、当該区域及び当該区域において推進しようとする取組の内容について、重点推進計画の記載事項に追加するものとする。

(第八十一条関係)

二 特許料等の特例

福島県知事が、廃炉等、ロボット、農林水産業その他の分野における技術の高度化に関する研究開発

を行う事業に関する事項を定めた重点推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、特許庁長官は、中小企業者が行う当該事業の成果に係る特許発明についての特許料の軽減、免除等ができるものとする。

(第八十四条関係)

三 国有施設の使用の特例

福島県知事が、ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業に関する事項を定めた重点推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、国は、当該事業を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、その使用の対価を時価よりも低く定めることができるものとする。

(第八十五条関係)

四 国は、福島国際研究産業都市区域における取組を促進するため、福島の地方公共団体相互間の広域的な連携の確保その他の国、地方公共団体、研究機関、事業者その他の関係者相互間の連携を強化するために必要な施策を講ずるものとする。

(第八十八条関係)

五 福島復興再生協議会における協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができるものとする。

(第一百条関係)

第七 住民の円滑な帰還の促進を図るための措置

一 国は、特定避難指示区域市町村によって特定避難指示区域への将来的な住民の帰還を促進するための中長期的な構想が策定されているときは、当該構想を勘案して、地域住民の交流の拠点となる施設の機能の回復及び保全その他の当該構想に基づいて当該特定避難指示区域市町村が行う取組を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

(第九十三条関係)

二 国は、避難指示・解除区域市町村への住民の円滑な帰還の促進及び避難指示・解除区域市町村における住民の生活の利便性の向上を図るため、持続可能な地域公共交通網を形成するため必要な措置を講ずるものとする。

(第九十四条関係)

第八 その他所要の改正を行うものとする。

第九 附則

この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)